

## TOKOニュースレター

Vol. 9/2011年7月号  
発行日：2011年7月13日

7月は、一年の折り返しになります。当初計画していたことの半分は達成できたでしょうか？ 空は夏空になってきて、暑さと同時に気持ちも盛り上がってきます。計画が未達成の方は、ここで一気に挽回しましょう！

### I. 最新情報（2011年6月1日～2011年6月30日）

#### 1. 一般会計（会計制度委員会）

特になし。

#### 2. IFRS 関係（会計制度委員会）

特になし。

#### 3. 非営利・公会計（非営利法人委員会・公会計委員会）

| CPA協会<br>HP掲載日 | 種<br>類  | タイトル  | 内 容  | 適用時期 |
|----------------|---------|---|--|------|
| 2011年6月<br>10日 | その<br>他 | 「地方独立行政法人会計基準」及び「地方独立行政法人会計基準注解」に関するQ&A」並びに「地方独立行政法人会計基準」及び「地方独立行政法人会計基準注解」に関するQ&A【公営企業型版】の一部改訂について | <p>地方独立行政法人の会計に関する認識、測定、表示及び開示について定める「地方独立行政法人会計基準」及び「地方独立行政法人会計基準注解」（以下「地方独立行政法人会計基準」という。）が、平成23年3月31日に改訂されたのを受け、総務省及び日本公認会計士協会は、地方独立行政法人会計基準の実務上の留意点を定める「地方独立行政法人会計基準」及び「地方独立行政法人会計基準注解」に関するQ&amp;A」並びに「地方独立行政法人会計基準」及び「地方独立行政法人会計基準注解」に関するQ&amp;A【公営企業型版】」（以下「Q&amp;A」という。）を改訂いたしましたのでお知らせいたします。</p> <p>本改訂におきましては、金融商品及び賃貸等不動産の時価等の開示に関する注記、資産除去債務に係る会計処理等に関する事項について、所要の整備を行っております。なお、今般の改訂のうち、金融商品及び賃貸等不動産の時価等に関する注記に係るQ&amp;Aについては、平成22事業年度から、その他については、平成23事業年度から適用されます。</p> | —    |

#### 4. 学校法人会計（学校法人委員会）

特になし。

## II. 連絡広場

### 1. ワンポイントメッセージ

#### IFRS の適用時期について（インターネットの検索記事です）

金融庁の自見庄三郎担当大臣は、6月21日に会見し、2015年にも実施される可能性があったIFRSの強制適用を、2017年以降にする考えを示しました。2009年に金融庁の企業会計審議会が示したロードマップでは2012年にIFRS強制適用の是非を判断し、最短で2015年に強制適用するとしていました。金融相は米国やインドがIFRS適用を後退させていることや、東日本大震災で製造業のサプライチェーンが被害を受けていることをIFRS強制適用延期の理由に挙げました。

金融相は「少なくとも2015年3月期についての強制適用は考えておらず、仮に強制適用する場合であってもその決定から5～7年程度の十分な準備期間の設定を行う」と表明しました。また、2016年3月期で使用終了とされている米国会計基準についても、「使用期限を撤廃し、引き続き使用可能とする」と話しました。

金融相はまた、IFRS強制適用を遅らせることの国際資本市場への影響について、「私は会計基準の国際化を疑うものではない。日本市場が国際的な資本市場から資本を取りにくくなるということはないだろう。今の日本基準でも、米国会計基準でも、IFRSでも、大きな違いはだんだん少なくなってきて世界で認められている」と話しました。

金融庁は企業会計審議会総会・企画調整部会の合同会議を6月中に開始し、今後のIFRS適用について議論します。IFRS適用に慎重な製造業出身のメンバーなど9～10人を追加。当初のロードマップでは2012年中に強制適用するかどうかの判断をするとしていたが、金融相は「一番早くて2012年」として、議論によってはそれ以降になると示唆しました。「個人的意見では、極端な話、米国よりも先走って決めることはないと考えている（金融相）」とのことです。

### 2. 今月のQ&A

|   |  |
|---|--|
| Q | <b>持分法適用時の損益計算の方法について</b><br>当社には、持分法を適用する関連会社があります。この関連会社は、子会社があり連結財務諸表を作成しています。当社が、持分法による投資損益を算定する際に用いる損益計算書は、個別損益計算書になるのでしょうか、それとも連結損益計算書になるのでしょうか？ |
|---|--|

A. 会計制度委員会報告第9号「持分法会計に関する実務指針」の第3項によれば、「・・・関連会社である持分法適用会社が子会社又は関連会社を有する場合の当該子会社又は関連会社は持分法の適用範囲に含まれないが、当該持分法適用会社に持分法を適用するに際して、当該子会社又は関連会社に対する投資について持分法を適用して認識した損益又は利益剰余金が連結財務諸表に重要な影響を与える場合には、当該損益を当該持分法適用会社の損益に含めて計算する。」とされています。したがって、持分法適用関連会社の子会社又は関連会社に対する投資について、持分法を適用して認識される損益又は利益剰余金が連結財務諸表作成会社にとって重要性がある場合は、連結財務諸表を用いることとなるでしょう。

### Ⅲ. 解説シリーズ

#### 「おさらいシリーズ」第一弾「減損会計」

#### 第5回 減損損失の測定

文中の意見に関する部分は筆者の私見であり、弊法人の公式見解ではありませんので予めご了承ください。

##### ①計算式

減損の認識により、減損処理が必要と判定された資産に関して実際の減損処理額をいくらとするか測定します。実際の減損処理額は以下の式により算定します。

減損損失＝〔簿価－（”正味売却価額”と”割引後将来キャッシュフロー”のいずれか高い方）〕

##### ②正味売却価額

正味売却価額とは資産の時価から処分費用を控除して計算されます。なお、実務上、時価は不動産鑑定士の評価額に由来することが多いですが、金額的重要性が無い場合、路線価等を用いて計算することも認められます。

##### ③割引後将来キャッシュフロー

先述したとおり、実際に減損が必要となった場合の減損損失の測定においては、割引後将来キャッシュフローを使用します。

なお、将来キャッシュフローの減少リスクを反映させることが求められています。その反映方法には2とおりあり、一つは割引率に当該リスクを上乗せする方法であり、もう一つは将来キャッシュフローの見積りに際して当該リスクを反映させる方法です。将来キャッシュフローの見積りに際して当該リスクを反映させる方法を用いた場合、割引率には国債の利回り（無リスクの利子率）を割引率として用いることとなります。

<次号に続く>

##### 【お礼】

平成23年7月8日に開催いたしました「東光監査法人20周年記念特別セミナー IFRSの論点アップデート」に多数御参加頂きまして誠にありがとうございました。無事盛況に終わりました。その様子は近々東光監査法人のHPにアップする予定です。我々一同お客様に支えられていることを改めて実感いたしました。お客様視点に立ったサービスを忘れず、今後も精進を進めてまいりますので、これまでと変わらない御支援をなにとぞ宜しくお願いいたします。

##### 【発行元】

東光監査法人 ナレッジチーム

〒102-0072

東京都千代田区飯田橋 3-7-4 彩風館6F

Tel:03-6904-2702 Fax:03-6904-2703

以 上